

○特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務処理要領

令和5年6月30日

交 総 第 578 号

警 察 本 部 長

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務処理要領の制定について

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部施行に伴い、別添のとおり

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務処理要領を制定し、令和5年7月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

特定小型原動機付自転車運転者講習に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、特定小型原動機付自転車運転者講習（以下「講習」という。）に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 講習 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第15号に規定する講習をいう。
- (2) 受講命令 法第108条の3の5第1項の規定による命令をいう。
- (3) 危険行為 法第108条の3の5第1項に規定する特定小型原動機付自転車危険行為をいう。
- (4) 違反報告書 特定小型原動機付自転車運転者による違反行為に係る交通切符、交通反則切符その他の報告書類をいう。
- (5) 調査書類 違反報告書、特定小型原動機付自転車危険行為登録票（別記様式1。以下「危険行為登録票」という。）その他受講命令手続に関する書類をいう。
- (6) 命令執行依頼 命令時における被命令者の住所地が命令公安委員会の管轄区域内ない場合において、命令公安委員会が、その者に対する特定小型原動機付自転車講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の3の命令書をいう。以下「受講命令書」という。）の交付を住所地公安委員会に依頼して行うことをいう。
- (7) 警察署等 交通部交通機動隊、同部高速道路交通警察隊及び警察署をいう。
- (8) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (9) 取締り警察官 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。

3 関係都道府県警察との連絡及び協力

受講命令に関する書類の送付、命令執行依頼に関する事務等は、関係都道府県警察との緊密な連絡及び協力の下に行うものとする。

4 受講命令の迅速性及び的確性の確保

- (1) 受講命令は、警察庁の定める特定小型原動機付自転車運転者講習管理プログラムに登録された危険行為登録に基づいてなされるものであるから、これらの登録は迅速かつ的確に行うものとする。
- (2) 講習は、交通に危険を及ぼすおそれのある者の危険性を迅速かつ的確に改善することによって交通の安全を図ることを目的とするものであるから、受講命令を必要と認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時において明らかな事実に基づいて速やかに命令に関する事務を処理し、もって将来における道路交通上の危険を防止するものとする。

5 効率的事務処理

- (1) 事務処理体制の集中化
受講命令に関する事務は、交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）が中心となり、関係所属と連携を図り、実施するものとする。
- (2) 事務処理の簡素化
受講命令の関係事務は、全般にわたってその適正な処理に配意するとともに、事務の省力化に努めるものとする。

第2 危険行為登録票の送付

1 特定小型原動機付自転車運転者の違反行為の報告

- (1) 取締り警察官は、特定小型原動機付自転車運転者の違反行為を検挙したときは、速やかに違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査に相当の時間を要するものであるときは、第一報として違反行為の事実について即報するものとする。
- (2) 取締り警察官は、受講命令が取締り警察官の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを認識し、違反行為の事実認定を適正に行うとともに、違反報告書の記載を正確に行わなければならない。

2 警察署長等の措置

- (1) 危険行為登録票の作成
 - ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、次に掲げるものを除き、危険行為登録票を作成するものとする。
 - (ア) 送致不相当と認めた事案

(イ) 明らかに危険行為が認められないもの（交通切符及び交通反則切符に係る事案について、罪名が危険行為に係るものではないもの）

イ 警察署長等は、交通事件の送致業務を担当する職員の中から、危険行為登録票作成責任者を指定し、当該職員に前記1(1)の違反報告書の受理及び危険行為登録票の作成を一元的に行わせるものとする。

ウ 危険行為登録票作成責任者は、取締り警察官の報告状況を確認するとともに、違反報告書の受理状況等を特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧（別記様式2。(5)において「審査状況一覧」という。）に記載するものとする。

(2) 危険行為登録票の点検

ア 警察署長等は、隊長補佐、交通課長又は交通課長代理を危険行為登録票に関する審査責任者に指定するものとする。

イ 審査責任者は、危険行為登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかを点検し、不備がある場合には、所要の整備をするものとする。

(3) 危険行為登録票の送付

ア 警察署長等は、危険行為登録票を当該危険行為の態様に応じ、交通部交通指導課又は交通部交通捜査課において点検を受けた上で、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）に送付するものとする。

イ 危険行為登録票の送付に当たっては、当該事案の事実の証明に必要な調査書類を添付するものとする。この場合において、危険行為登録票の送付期限までに調査書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(4) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次のとおりとする。

ア 交通切符及び交通反則切符に係る違反 危険行為を検挙した日から2週間以内

イ 人身事故等に係る違反 危険行為を認知した日から30日以内（ひき逃げ等で危険行為を行った者が判明しない場合、被疑者の否認及び目撃者の不在により交通事故の事実認定に時間を要している場合等の特殊なものを除く。）

(5) 危険行為登録票の決裁等

ア 危険行為登録票の送付に関する事務（違反報告書の受理を含む。）は、審査責任者が専決できるものとする。

イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、審査状況一覧に審査結果を記載するものとする。

ウ 警察署長等は、前記イの審査状況一覧の記載内容及び事件の送致記録により、危険行為登録票の作成及び送付について不適正な処理が行われることがないように指導し、及び監督するものとする。

エ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通総務課長に連絡するものとする

第3 危険行為登録

1 危険行為登録審査官の指定

危険行為登録審査官は、交通総務課の課長補佐のうち交通総務課長が指定したものをもって充てる。

2 登録審査

(1) 危険行為登録審査官は、警察署長等から送付された危険行為登録票に係る違反行為が危険行為登録の対象になるか否かを審査し、当該危険行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるか審査するものとする。

(2) 登録審査の結果、危険行為登録票に誤りがなく、事実の証明が十分であると認めるとときは、危険行為登録を行い、警察庁に当該データを入力し送信するものとする。ただし、違反事実の不存在又は事実誤認があると認められる事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的な事情においてその者に結果予見及び結果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないものとする。

(3) 登録審査は、事実不存在等事案を除き、危険行為登録審査官が専決できるものとする。

(4) 危険行為登録審査官は、前記(3)の規定に基づき専決した事務の取扱い状況を特定小型原動機付自転車危険行為登録報告（別記様式3）により、交通総務課長に報告するものとする。

(5) 前記(2)の事実不存在等事案及び3の登録削除に関する事務の決裁は、危険行為登録審査官において、事実不存在等事案と認め、又は当該登録削除を必要と認めた理由を危

険行為登録票に付記した上で、個々の事案について交通総務課長の決裁を受けるものとする。

3 登録削除

危険行為登録審査官は、危険行為登録後に事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案を危険行為登録から削除するものとする。

4 危険行為登録の迅速処理

登録審査は、危険行為登録票の受領後直ちに行い、審査のために危険行為登録に遅延をきたすことがないようにすること。この場合において、調査書類の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間において補充調査を行うものとする。

5 危険行為登録結果の確認

危険行為登録審査官は、警察庁から送付された危険行為登録結果に関するデータを確認し、送信データに誤りがないか確認するものとする。

第4 受講命令に向けた手続

1 受講命令に関わる行政手続

危険行為を反復して行った者について、受講命令をする必要があると認められる場合は、関係する危険行為に関する調査書類を確認し、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与した上で、受講を命じるものとする。この場合において、関係する危険行為が他の都道府県警察の管轄区域内で行われたものであるときは、当該区域を管轄する都道府県警察に当該危険行為の事実の証明に必要な調査書類の送付を、関係書類送付依頼書（別記様式4）を用いて依頼すること。

また、本県警察の管轄区域内で行われた危険行為に関する調査書類について、他の都道府県警察から送付を依頼されたときは、関係書類送付書（別記様式5）を用いて行うものとする。

2 受講命令ができない場合

受講命令は、危険行為を反復して行った者が、更に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められるときは命じることができないため、交通事故による障害により、特定小型原動機付自転車を以後運転できな

くなった者等については、受講を命じないものとする。

第5 受講命令書の交付

1 受講命令書の交付の方法

受講命令書の交付は、交通総務課長と警察署長等が連携し、それぞれの状況に応じた効果的な方法により行うものとする。

2 受講命令書交付の際の留意事項

(1) 受講命令書を交付する際には、受講命令書の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

(2) 受講命令書の交付は、あらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うこと。

(3) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から命令の理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置すること。

ア 申立てが過去の危険行為について、その不存在を理由とするものである場合

架空の事実について危険行為登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、申立ての内容に真実性があるときには、人的同一性の有無を再調査した後に受講命令書を交付すること。

イ 申立てが過去の危険行為の発生年月日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該告知を受けた者から危険行為の年月日、違反名等について具体的な内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められるときに限り、一時的に受講命令書の交付を見合せ、当該危険行為に係る調査書類によって事実を再確認した後に、受講命令書を交付すること。

ウ 申立てが過去の危険行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、危険行為登録の内容に事実誤認のおそれがあると認められるときに限り、一時的に受講命令書の交付を見合せ、改めて事案内容を審査すること。

(4) 受講命令書を交付する際には、当該受講命令書の交付をした者が、受講命令書に受講の期間の始期及び終期並びに受講命令書の交付年月日を記載して行うこと。

(5) 受講命令書を交付する際には、受講命令後に円滑に講習を受講させるため、特定小型原動機付自転車運転者講習受講命令書受領書（特定小型原動機付自転車運転者講習に関

する規程（令和5年埼玉県公安委員会規程第8号）様式第1号。以下「受領書」という。）を被命令者から徴するほか、被命令者との受講日の日程調整をその場で行い、受講命令書に具体的な受講日を記載するなどして、被命令者に講習受講の必要性を確実に認識させること。この場合において、受領書を徴することができなかつたときは、報告書を作成するなどして受講命令の執行状況を明らかにしておくこと。

なお、被命令者が複数回出頭することを防ぐため、出頭通知時において日程調整を行い、受講命令書の交付及び講習の実施を同日に行うことを妨げるものではない。

- (6) 被命令者が、受講命令書を交付した公安委員会以外の公安委員会が実施する講習を特に希望する場合は、被命令者自らの責任において当該公安委員会に連絡するよう教示すること。

第6 受講命令登録等

1 受講命令登録

- (1) 受講命令登録は、受講命令書を交付した日に行うものとする。ただし、命令執行依頼をした場合は、命令を執行した旨の通知を受けた日に行うものとする。
- (2) 受講命令登録は、埼玉県公安委員会が受講命令を決定したものについて行うものとする。

2 講習受講の督促

交通総務課長は、被命令者に対し、講習の受講を督促するものとする。

第7 講習の実施等

1 講習の観点

講習は、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、次に掲げる観点から行うものとする。

- (1) 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- (2) 受講者に学習シートの作成及び発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因、危険性、改善点等を考えさせること。
- (3) 受講者に自身の運転行動を気付かせた上で、その改善を促すこと。

2 講習の実施要領

(1) 実施主体

講習は、原則として、交通総務課において実施するものとする。

(2) 講習対象者

講習の受講は、被命令者を対象とする。

なお、講習を実施するに当たっては、出頭してきた者が被命令者本人であることを運転免許証、保険証、学生証等により確認すること。

(3) 実施場所

講習は、聴覚教材が使用できる環境が整備されているとともに、受講者のプライバシーに配慮した施設において実施すること。

(4) 講師

原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員のうちから、交通安全教育の実務経験が豊富であるものを講師として選任すること。

また、講習の実施に当たっては、必要に応じ、講習補助者を配置すること。

(5) 講習用教材

講習は、教材として教本、視聴覚教材及び受講者自らが学習するための教材を使用すること。

(6) 講習内容（カリキュラム）

講習内容は、特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム（別表）を基準とし、次の事項を盛り込んだものとすること。

- ア 交通ルール等に係る理解度チェック
- イ 被害者、被害者遺族等の声
- ウ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介及び危険性の疑似体験又は説明
- エ 事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任
- オ 特定小型原動機付自転車の運転ルール等
- カ 危険行為に関する学習
- キ 交通ルール等に係る理解度の再チェック
- ク 講習の総括

3 講習実施上の留意事項

- (1) 受講者は、一般にこの種講習の受講に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

- (2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めること。特に、受講者が外国人、聴覚障害者等である場合は、通訳、手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講じるよう配意すること。
- (3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めること。特に、同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報が他の受講者に知られないようするなど、言動に特段の配意をすること。

4 受講済登録

被命令者に対して講習を行った場合は、原則として講習を実施した日に受講済登録を行うものとする。

第8 被命令者が受講命令に従わなかった場合の対応等

1 定められた期間内に受講しなかった場合

被命令者が定められた期間内に講習を受講しなかった場合は、当該被命令者に連絡し、期間内に講習を受講していない旨を伝えるとともに、受講できなかつた理由を確認すること。この場合において、当該理由が真にやむを得ない事情であると認められるときは、連絡した日から当該事情の存した期間と同程度の期間を設定し、当該期間内に受講するよう促すこと。

2 受講の督促

定められた期間（前記1により新たに設定した期間を含む。）内に受講できなかつた理由が真にやむを得ない事情であると認められない場合であっても、講習の受講により危険性を改善させるという制度趣旨を踏まえ、講習を受講するよう更に促すこと。

3 檢挙

前記2により受講を促しても、なお受講しない場合は、受講命令違反として検挙すること。

4 講習受講の督促に係る証拠化

受講命令違反として検挙することがあり得ることを想定し、講習受講の督促を行った際は、報告書を作成するなどして講習受講の督促を行ったにもかかわらず、講習を受講しないことの証拠化を図ること。

また、受講期間を超過した後に受講を促した場合も同様の措置をとること。

第9 その他

1 調査書類等の保存

調査書類等の保存期間は、係争中の場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 危険行為に関する文書 危険行為を行った日から 4 年間
- (2) 受講命令を執行した事案に関する文書 受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から 4 年間
- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書未交付となった事案に関する文書 受講命令を決定した日から 3 年間

2 講習に係る広報及び教養

- (1) 警察署等において、交通安全教育の場等を通じて講習制度の周知に努めるものとする。
- (2) 交通取締りの際、違反者から特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関する質問があつた場合に適切な応答ができるよう、取締り警察官に対する指導教養を徹底するものとする。

実施日

この通達は、令和 5 年 7 月 1 日から実施する。

実施日（令和 6 年 3 月 13 日交総第 185 号）

この通達は、令和 6 年 3 月 13 日から実施する。

実施日（令和 7 年 5 月 27 日刑総第 863 号）

この通達は、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。

別表（第7関係）

特定小型原動機付自転車運転者講習カリキュラム

時 間	項 目	内 容	教材等
60 分 間	5分間 オリエンテーション	事前説明 ○講習についての説明 ・本講習の流れについて説明する。 ・講習を通じ学ぶべき事項について説明する。	・テキスト
	20分間 テスト	講習① 交通ルール等に係る理解度チェック ○交通ルール等に関する小テスト ・講習開始時における交通ルール等の理解度を小テスト形式でチェックする。	・小テスト
	15分間 体験談紹介 (被害者及び被害者遺族等)	講習② 被害者及び被害者遺族等の声 ・特定小型原動機付自転車事故（又は自転車事故）の被害者及び被害者遺族等の声から、受講者に交通事故の悲惨さを認識させる。 (例) ・事故により後遺症を負った被害者自身の体験談 ・特定小型原動機付自転車事故（又は自転車事故）の被害者遺族等の手記	・テキスト
	20分間 事例紹介等	講習③ 受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介及び危険性の疑似体験又は説明 ○受講者が犯しやすい違反行為が要因の交通事故事例紹介 ・当該受講者の犯した違反行為及び小テストの結果に合わせて、類似の違反行為又は交通事故事例を選定して紹介する。 ・当該受講者が起こす可能性が高い事故について説明する。 ○交通事故の危険性の疑似体験又は説明 ・視聴覚教材等により、違反行為の危険性を疑似体験させ、又は説明する。 (例) ・スケアード・スト레이特教育 ・他の通行者の視点からの見え方	・テキスト ・視聴覚教材 ・事故事例シート
休憩		5~10分程度の休憩	
75 分 間	15分間 体験談紹介 (特定小型原動機付自転車運転者（又は自転車運転者）)	講習④ 事故時の特定小型原動機付自転車運転者の責任 ○特定小型原動機付自転車事故に伴う社会的責任及び人生設計上の影響の説明 ・具体的な事故事例から、特定小型原動機付自転車事故（又は自転車事故）を起こすことに伴う影響を認識させる。 (例) ・法令違反により罰則が科された事例 ・多額の損害賠償責任が生じた事例 ・運転者自身が、後遺症等により人生設計上の制約を受けた事例	・テキスト
	20分間 特定小型原動機付自転車の交通ルール遵守の徹底	講習⑤ 特定小型原動機付自転車の交通ルール等 ○交通ルール遵守の徹底 ・特定小型原動機付自転車の通行方法に係る交通ルール等についてその根拠とともに確認する。 ・事故を起こさないため、特に留意すべき点について説明する。 ・地域ごと（繁華街、生活道路等）の通行環境及び通行環境が一因となる交通事故について説明する。	・テキスト
	40分間 個人ワーク 討議等	講習⑥ 危険行為に関する学習 ○受講者が引き起こしやすい事故場面についての危険予測学習 ・小テストの結果に基づき、受講者が引き起こしやすい事故の場面についての学習シートにより、自分は今までどのような行動をとっていたか、どのような危険要因があつたのか及び安全に運転するためにどのような行動をとるべきかを、受講者に記述させる。 ○学習シートに基づく討議・指導 ・学習シートの記述内容を各受講者に発表させ、自らが犯した危険行為の危険性を認識させるとともに、危険行為に対する考え方、正しい行動の取り方を理解させる。 ・発表に対して、受講者間又は講師との間で討議をして、自らの運転について反省させ、正しい行動の取り方を理解させる。 (例) ・危険行為が他の通行者に対し、どのような危険を及ぼしていたか ・危険行為からどのような結果が生じ得るか ・危険行為を犯した原因 ・社会で特定小型原動機付自転車ルールを守っていくために必要な啓発の在り方	・テキスト ・討議 ・学習シート
時間が余った場合		危険予測学習の事例を増やして対応	
休 憩		5~10分程度の休憩	
45 分 間	10分間 再検査	講習⑦ 交通ルール等に係る理解度の再チェック ○交通ルール等の理解度に関する再チェック ・講習受講後の交通ルール等の理解度を小テスト形式により再チェックする。 ・理解不十分な点がある場合は、講師から再度説明を行い、交通ルール等の習熟を図る。	・小テスト
	35分間 総括	講習⑧ 講習の総括 ○講習 ・本講習により気付いた事項、安全運転への心構え等について、感想文を作成させ、発表させる。 ・講師が、発表内容について講評する。	・感想文

別記様式1（第1、第2、第3関係）

A	B	C	D	E	F	G

交 第 年 月 号
年 月 日

交通部交通総務課長 殿

長

特定小型原動機付自転車危険行為登録票

危険行為をした者	本籍			
	住居			
	(ふりがな) 氏名			
	生年月日	年月日(歳)	性別	
	免許証番号	<input type="checkbox"/> 免許なし		

危険行為	事件番号			
	発生日時	年月日	午前・午後	時 分
	違反場所			
	違反名			

特記事項			
------	--	--	--

A	B	C	D	E	F	G	事件担当課	点検日

事件担当課 記入欄 (点検結果)	<input type="checkbox"/> 適			
	<input type="checkbox"/> 否()			
	<input type="checkbox"/> その他()			

危険行為 登録審査官 記入欄	登録の有無	有・無	登録年月日	年月日
	<input type="checkbox"/> 事実不存在等事案の内容			
	<input type="checkbox"/> 登録削除の理由			
	危険行為登録の削除年月日		年月日	

別記様式2（第2関係）

特定小型原動機付自転車危険行為登録票作成・審査状況一覧

番号	切符番号 (事件番号)	違反年月日	違反者氏名	送致罪名	自転車違反報告書 受理年月日	登録票作成 の有無	作成 責任者	審査結果	登録票 送付
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日
		年 月 日			年 月 日	有・無		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否()	月 日

(注) 審査結果欄は「適」又は「否」の該当するいずれかの□に✓印を付し、「否」に該当する場合は、その理由を記載すること。

別記様式3（第3関係）

A	B	C	D	E	F	G

年　月　日						
交通部交通総務課長 殿						
登録審査官						
特定小型原動機付自転車危険行為登録報告						
危険行為登録について次のとおり報告する。						
期　間	年　月　日　～　年　月　日					
危険行為登録件数	事実不存在等事案件数				再調査下命件数	
(備考)						

別記様式4（第4関係）

交総第 号
年 月 日
長 殿

埼玉県警察本部交通部交通総務課長

関 係 書 類 送 付 依 頼 書

次の者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令のため、次の者の危険行為に関する調査書類が必要であることから送付願いたい。

記

住 所	
氏 フ リ ガ ナ 名	(年 月 日生)
危 険 行 為	違反名： (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	

別紙様式5（第4関係）

交総第 号

年 月 日

長 殿

埼玉県警察本部交通部交通総務課長

関 係 書 類 送 付 書

依頼のあった次の者の特定小型原動機付自転車危険行為に関する調査書類を送付する。

記

住 所	
氏 フ リ ガ ナ 名	(年 月 日生)
危 険 行 為	違反名：(年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
備 考	